

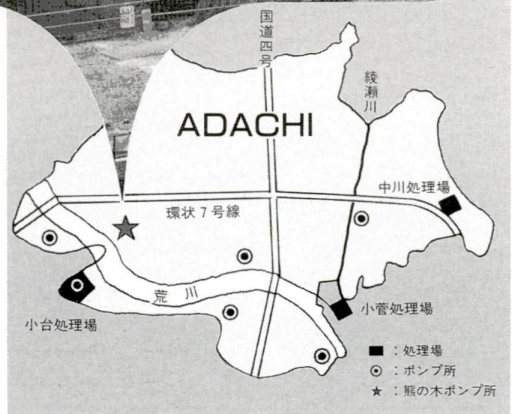


運転開始 平成6年4月を目標

着々と進む、熊の木ポンプ所



足立区の下水道普及率は、平成4年3月末で82%になりました。下水道は、私たちが安全で、さわやかな生活をしたり、豊かで美しい自然を保つために、どうしても必要な施設です。このため、一日も早い普及率100%を目指して、下水道の整備を進めています。現在、区の西部で工事中の下水道は、熊の木ポンプ所ができていないため、雨水を下水道管に流すことができません。これを解消するために、東京都下水道局では、平成6年4月の運転開始を目指し、熊の木ポンプ所の建設を急ピッチで進めており、工事は順調に進んでいます。このポンプ所が運転を開始しますと、宅地や道路の雨水を現在工事中の下水道管に取り入れることができるようになります。大雨時の浸水被害を防ぐ働きをします。また、道路わきにある水路は、不要となり、歩道や草木を植えた憩いのスペースにすることもできます。一日も早く、下水道普及率100%を達成し、快適な生活環境がつけられるよう、今後とも都・区が力を併せて下水道整備に努めていきますので、皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。



早く水洗便所が使えるように

足立区の下水道方式には合流式と分流式とがあります。合流式は、雨水と家庭から出る汚水を1本の下水道管に、分流式とはそれぞれを別々の下水道管に流す方式です。ただし、分流式地域でも、足立区の西部地域については汚水先行方式を採用しています。

汚水先行方式は、汚水管と雨水管を同時に道路に埋設しますが、当面は汚水管のみを使用して水洗便所の利用を可能にし、雨水管は熊の木ポンプ所の完成にあわせて使用するという整備方式です。したがって、ポンプ所完成までの間の雨水排除は、これまでどおり既存の側溝、水路と区の水場によって行ない

ます。

この方式は、熊の木ポンプ所の完成に先立って下水道が整備できることに加え、ポンプ所完成時には、すでに雨水管は埋設されているので、簡単な取付け工事で下水道による雨水排除が可能となるなどの利点があります。

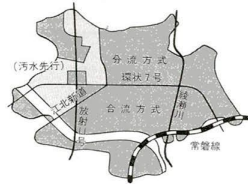
また、ポンプ所完成までの間、大雨が降ったときには、雨水幹線に一時貯留することによって雨水の流出を抑制することもできます。このように多くの利点があることから、汚水先行方式による整備を進めることにしたものです。

あなたに、快適な環境を運びます

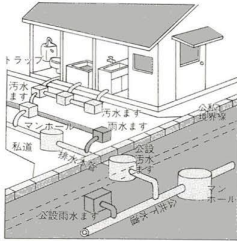
今、地球の環境保全が大きな声で叫ばれています。そして私たちの身近なところで水辺環境を守るのが下水道の役割です。「まち」の中の水辺は家庭の台所などから川、湖へ、つながっています。その間で下水道により衛生的に処理してこそさわやかな水辺が保たれるのです。下の地図でピンク色は下水道が使える区域です。一日も早く区内の全域で下水道が使えるように頑張っています。



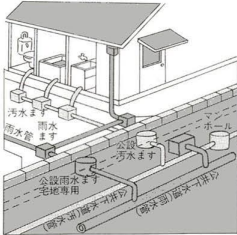
●分流式と合流式の区域



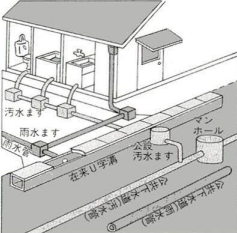
●合流式の配管



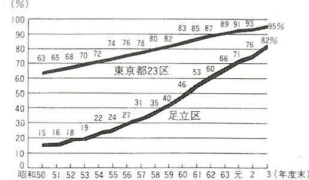
●分流式の配管



●分流式(汚水先行式)の配管



●公共下水道普及率の推移



上は足立区下水道計画および現況図です
(平成4年5月現在)

この計画は、実施に際し変更になる場合があります。詳細については、下記にお問い合わせください。
東京都下水道局北部建設事務所設計課 ☎3605-5651
足立区土木部下水道課 ☎3880-5271

凡例

普及	■	処理区域(水化可能)
枝線	■	平成4年度施工中(足立区)
	■	平成4年度施工中(東京都)
幹線	→	汚水管完成
	→	汚水管平成4年度施工中
	→	汚水管計画
	→	雨水管完成
幹線	→	雨水管平成4年度施工中
	→	雨水管計画
	→	合流管完成
	→	合流管平成4年度施工中
処理場	●	処理場
	○	ポンプ所
ポンプ所	●	ポンプ所稼働中
	○	ポンプ所工事中
その他	■	分流式(汚水先行)区域

公共下水道ができたなら……

下水道が使えるようになりますと、その区域は水洗化できる区域として、東京都公報に告示されます。そして各家庭には東京都下水道局からチラシでお知らせします。同時に、下水道料金を負担していただくようになります。

水洗化できる区域のみなさんには、告示後3年以内に、くみ取り便所を水洗トイレに改造していただくかなければなりません。

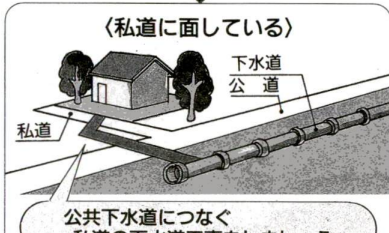
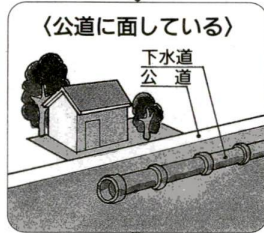
これらの改造工事を行うには、相当の費用がかかります。

そこで、足立区および東京都では、水洗化の普及促進を図りみなさんの負担を少なくするため、助成や融資あっせん制度を設けています。

工事は下水道局が指定する工事店に

さあ工事をしましょう

あなたのお住いは？



公共下水道につなぐ私道の下水道工事をしましょう

工法等により異なりますが、奥行1m当りおよそ 9~18万円 がかかります。

- 私道排水設備助成制度
- 私道整備助成制度
- 水洗化設備資金融資あっせん利子補給制度

宅地内の工事をしましょう

あなたのお住いのトイレは？

〈浄化槽〉
浄化槽の廃止工事をしましょう

便器はそのまま使えます。浄化槽の処理と、宅地内の排水工事が必要です。

水洗化設備資金融資あっせん利子補給制度

〈くみとり〉
水洗化工事をしましょう

便器の交換と宅地内の排水工事が必要です。

水洗化設備資金融資あっせん利子補給制度
東京都の水洗便所助成制度

助成・融資制度をご利用下さい

足立区土木部計画調整課助成係へ

☎ 03(3880)5208

私道排水設備助成制度

私道を利用している家庭では、下水を公共下水道に流すため私道に排水設備が必要になります。この排水設備をつくる場合一定の条件のもとに区から助成金が受けられます。

条 件	助 成 額
●幅員が、1.2m以上の私道であること。	区算定工事費に下記の助成率を乗じて得た額
●2戸以上が共同して排水設備をつくること。	●合流式下水道に接続する排水設備は 85%
●区の基準でつくること。	●分流式下水道に接続する排水設備に雨水排水設備として、雨水管を設置する場合 90%
●くみ取り便所(し尿浄化槽を含む)をただちに水洗式トイレに改造すること。	側溝を設置する場合 85%
●処理区域となった日から3年以内に申請するものであること。	既設側溝を使用する場合 80%

私道整備助成制度

私道の簡易舗装を希望する方は工事費の助成が受けられます。

条 件	助 成 額
幅員が、1.2m以上の私道で利用戸数が2戸以上であること。	区算定工事費に下記の助成率を乗じた額
●道路の両端が公道に接しているもの。	90%
●道路の一端が公道もしくは幅員1.2m以上の私道に接しているもの。	80%
●学校、保育所等の公共施設に通ずるものうち、適当と認められるもの。	95%

水洗化設備資金融資あっせん利子補給制度

水洗化工事(水洗便所への改造、浄化槽の切り替え、排水設備の設置)にあたり、資金を一時的に支出するのが困難な方に対して、区では一定の条件のもとに融資あっせんを行い、利子の一部を負担します。

条 件	融 資	そ の 他
1. 資金を一時的に支出することが困難であるが借入金の分割返済能力があると認められること。	1. 5万円以上35万円以内 (ただし2家屋以上まとめて水洗便所に改造する方は70万円以内)	1. 都の水洗便所助成を受けられている方は、この金額を減じた額が対象となります。
2. 区内に在住し区内で工事すること。	2. 元金均等最高36ヵ月返還	2. 非課税世帯の方には6.0%の利子を負担します。
3. 特別区民税を滞納していないこと。	3. 年利6.0%(内利用者負担2.8%)	
4. 連帯保証人がいること。(現にこの融資の連帯保証をしていないこと。)	4. 区取扱金融機関にありません	

東京都下水道局 北部第一管理事務所 業務課 小管分室へ
☎ 03(5680)6334

東京都の水洗便所助成制度

くみ取り便所を水洗化する場合に、東京都から次のような助成金が受けられます。(必ず工事をする前に申請してください。手続は工事店が代行します。)

助成金の種類	受けられる要件	助成額
一般助成	●水洗化できるようになって3年以内 ●世帯全員の総所得金額が450万円未満の世帯(給与所得の場合、総収入で621万円程度に相当)	45,000円
特別助成	●生活保護世帯と住民税非課税世帯のうち生活にお困りになっていると認められる世帯	285,000円以内

申請手続は、必ず工事着工前にしてください。

問い合わせ・相談先	電話番号	担当部署
下水道料金については	☎ 5680-6331	東京都下水道局北部第一管理事務所 業務課小管分室
排水設備工事については	☎ 5680-6332	
水質規制については	☎ 5680-6333	
助成金については	☎ 5680-6334	東京都下水道局北部第一管理事務所 三河島出張所
下水道の維持管理・埋設位置については(千住地区)	☎ 3803-4211	
下水道の維持管理・埋設位置については(千住地区を除く)	☎ 3855-7411	
下水道の埋設位置等の調査については	☎ 5320-6618	